

参考資料

参考資料 1	水防法	参- 1
参考資料 2	神奈川県水防協議会条例	参- 19
参考資料 3	神奈川県水防協議会委員名簿	参- 21
参考資料 4	神奈川県水防本部要員服務要領	参- 23
参考資料 5	水防配備発令様式<水防本部用>	参- 26
参考資料 6	命令伝達簿<水防本部用>	参- 27
参考資料 7	水防体制活動経過様式（水防本部用）	参- 28
参考資料8-1	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の インターネット配信（市町村等への配信）	参- 29
参考資料8-2	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の インターネット配信（県民向け）	参- 30
参考資料8-3	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の 携帯電話への配信（県民向け）	参- 31
参考資料8-4	雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の スマートフォンへの配信（県民向け）	参- 32
参考資料 9	危機管理型水位計一覧表	参- 33
参考資料10	簡易型河川監視カメラ設置箇所一覧表	参- 36
参考資料11	異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	参- 37
参考資料12	水防活動関係機関連絡先一覧【国関係】<水防本部用>	参- 39
その 2	水防活動関係機関連絡先一覧【県関係】<水防本部用>	参- 40
その 3	水防活動関係機関連絡先一覧【報道関係】<水防本部用>	参- 43

参考資料1

水防法

〔昭和24年6月4日
法律第193号
最終改正 令和3年5月10日〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大雨の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨量を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる出水をいう。

- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区内の一級河川（同法第四条第一項 に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

1 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うよう努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合に準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に関する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるもの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防御施設（津波防災地域づくりに関する法律 第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防御施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 國土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定により國土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、

量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設またはこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設との水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない

い。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一
条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事
は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第
三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその
通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水
を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想
定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをい
う。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として
指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した
河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水に
よる災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防
止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、想定最
大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定す
るものとする。
 - 一 第十条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 二 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条
第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定め
る基準に該当するもの
 - 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で
定める事項を明らかにしてするものとする。
 - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省
令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に
通知しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円
滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、国
土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつ
た場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指
定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しく
は海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定
するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二条の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次

に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものと含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時等、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街

等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
- 4 前第二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 國土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の國土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十二条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるとときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応 援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における國土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、國土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

第四章 指定水防管理団体の組織及び活動

(特定緊急水防活動)

第三十二条 國土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 國土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了するときも同様とする。
- 3 第一項の規定により國土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水

防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるとき、これに参加しなければならない。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条规定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指

- 定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
 - 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者

のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雜則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、傷、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合につては条例で、水害予防組合につては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 國土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、國土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 國土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 國土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならぬ。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第 八 章 罰 則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十二条の規定の適用がある場合を除き、第二十二条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

参考資料2

神奈川県水防協議会条例
〔昭和24年8月27日〕
〔神奈川県条例50号〕

最終改正 平成21年12月28日

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第8条第5項の規定に基づき、神奈川県水防協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 神奈川県水防協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故のあるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第5条 協議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、関係職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を整理し、協議会の所掌事務について委員を助ける。

4 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行し、水防法施行の日（昭和24年8月4日）から適用する。
- 2 水防施設条例（昭和23年1月神奈川県条例第23号）は廃止する。
- 3 前項の条例に基づいて設置された水防員は、告示をもって定める日まで、その職にあるものとする。

附 則（昭和32年条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則（昭和37年条例第13号）抄

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則（平成21年条例第101号）

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県水防協議会委員名簿

令和6年5月15日

委員	氏名	現職	備考
会長	黒岩祐治	神奈川県知事	
委員	矢崎剛吉	国土交通省 関東地方整備局河川部長	
〃	前田緑朗	横浜地方気象台長	
〃	大場勇	陸上自衛隊 東方面混成団長	
〃	高橋延幸	神奈川県議会 建設・企業常任委員会委員長	
〃	西尾慎二郎	神奈川県警察本部 警備部長	
〃	三浦昌弘	神奈川県 くらし安全防災局長	
〃	西山俊昭	神奈川県 土整備局長	
〃	遠藤賢也	横浜市 下水道河川局長	
〃	福田賢一	川崎市 建設緑政局長	
〃	落合克宏	平塚市 市長	
〃	守屋輝彦	小田原市 市長	
〃	山口貴裕	厚木市 市長	
〃	飯田孝彦	神奈川県消防協会会長	
〃	坂上晴勇	東京電力ホールディングス株式会社 神奈川総支社長	
〃	相原本朋子	東日本電信電話株式会社 神奈川事業部長	
計	16名		

役名	職 名	電 話 番 号	住 所	備 考
幹事	国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 京 浜 河 川 事 務 所 長	045(503)4018	横 浜 市 鶴 見 区 鶴 見 中 央 2-18-1	
"	関 東 管 区 警 察 局 神 奈 川 県 情 報 通 信 部 機 動 通 信 課 長	045(211)1212 内 線 6060	横 浜 市 中 区 海 岸 通 2-4	
"	神 奈 川 県 く ら し 安 全 防 災 局 防 災 部 危 機 管 理 防 災 課 長	045(210)3420	横 浜 市 中 区 日 本 大 通 1 神 奈 川 県 庁	
"	神 奈 川 県 県 土 整 備 局 企 画 調 整 担 当 課 長	045(210)6011	"	
"	" 道 路 部 道 路 管 理 課 長	045(210)6350	"	
"	" 河 川 下 水 道 部 河 港 課 長	045(210)6470	"	
"	" " 防 災 な ぎ さ 担 当 課 長	045(285)0815	"	
"	神 奈 川 県 企 業 庁 企 業 局 利 水 電 気 部 利 水 課 長	045(210)7230	"	
"	神 奈 川 県 警 察 本 部 警 备 部 危 機 管 理 対 策 課 長	045(211)1212 内 線 5773	横 浜 市 中 区 海 岸 通 2-4	

役名	職 名	電 話 番 号	住 所	備 考
書記	神 奈 川 県 県 土 整 備 局 総 務 室 総 務 グ ル プ リ ー タ ー	045(210)6015	横 浜 市 中 区 日 本 大 通 1 神 奈 川 県 庁	
"	" 道 路 部 道 路 管 理 課 維 持 防 災 グ ル ピ リ ー タ ー	045(210)6362	"	
"	" 河 川 下 水 道 部 河 港 課 な ぎ さ グ ル ピ リ ー タ ー	045(210)6514	"	
"	" 河 川 下 水 道 部 河 港 課 河 川 調 查 グ ル ピ リ ー タ ー	045(210)6479	"	
"	" 河 川 下 水 道 部 河 港 課 河 川 防 災 グ ル ピ リ ー タ ー	045(210)6491	"	
"	" 河 川 下 水 道 部 河 港 課 河 川 防 災 グ ル ピ リ ー タ ー 員	045(210)6491	"	

神奈川県水防本部要員服務要領

第1章 総 則

(目的)

第1 この要領は、神奈川県水防計画第3章第1にもとづいて設置した神奈川県水防本部の要員の服務を定め、県内水防体制の万全を期することを目的とする。

第2章 準備配備

(配備の手続き)

第2 指令班長（防災なぎさ担当課長）は、横浜地方気象台等から受けた注意報、警報及び洪水予報等（以下「気象情報」という）を所定の用紙に記録して総務班長（県土整備経理課長）を経由し副指揮監（副局長、事業管理部長、都市部長、道路部長、河川下水道部長、建築住宅部長）並びに指揮監（県土整備局長）に報告する。

2 指揮監は、気象情報にもとづき必要な事項を総務班長若しくは指令班長に指示する。

(配備要員の招集)

第3 総務班長若しくは指令班長は、ただちに別に定めた神奈川県水防本部要員調書に編成された班より要員を招集する。

(指揮監の指示の伝達)

第4 総務班長若しくは指令班長は、集合した要員の長に指示事項を伝達しなければならない。

(要員の職務)

第5 要員は、原則として水防本部組織系統及び次による職務を遂行することとし、人員等の関係から他班の職務を兼務するものとする。

1. 要員の長の職務

総務班長若しくは指令班長から指示を受け要員を指揮し次に定める要員の職務分担を定め警戒にあたること。

2. 要員の職務

1) 庶務

要員の招集及び給食、緊急自動車の確保、水防事務の取りまとめ。

2) 被害記録調査予報

気象、被害状況並びに水防活動状況の把握及び記録。水防警報、水防配備の発令。

3) 情報連絡

気象情報並びに各種指示事項の連絡。雨量、水位の照会及び受信記録

(事務処理及び経過報告)

第6 要員の長は、気象情報並びに関係機関からの情報をまとめた事務処理経過を文章により指揮監に報告しなければならない。

なお、配備が2日以上にわたるときは交代要員の長に事務処理経過を引き継がなければならぬ。

(解除)

第7 要員の長は、気象情報が解除されたとき、あるいは状況が良好であると判断したときは総務

班長若しくは指令班長にこのむねを報告しなければならない。

2. 要員の長から報告を受けた総務班長若しくは指令班長は指揮監に報告しその指示を受けるとともにこのむねを要員の長に伝達しなければならない。
3. 総務班長若しくは指令班長から指示を受けた要員の長は水防支部並びに関係機関に解除の通知が完了しだい配備の体制を解くものとする。

(配備の切り替え)

第8 要員の長は、気象情報が発表されたとき及び状況が悪化して警戒配備、非常配備に切り替える必要があると判断したとき、総務班長若しくは指令班長に連絡してその指示を受けなければならない。

(勤務時間外に気象情報が発表された場合の取り扱い)

第9 勤務時間外（土曜・日曜、祝祭日を含む）に横浜地方気象台から気象情報が発表された場合の取り扱いは次によるものとする。

- 1) 横浜地方気象台より気象情報を受信した総務班長若しくは指令班長は指揮監あるいは副指揮監に報告しその指示を受けなければならない。
- 2) 総務班長若しくは指令班長は、別に定めた神奈川県水防本部要員調書により電話、供用車、その他の方法で召集するものとする。

(時間外班要員の勤務)

第10 時間外班要員の配備については、次によるものとする。

- 1) 総務班長若しくは指令班長から召集された時間外班要員は水防本部へ集合しなければならない。
- 2) 先着の要員は、ただちに気象情報を確認しなければならない。
- 3) 要員の長は、配備についた旨を総務班長若しくは指令班長に報告するとともに指示を受けなければならない。
- 4) 時間外班要員の配備は、翌朝8時30分までとし要員の長はその後の交代要員について総務班長若しくは指令班長の指示を受け第9の2の連絡方法及び神奈川県水防本部組織系統及び要員調書により交代要員を招集する。
ただし、配備時間が長時間にわたり、健康管理等支障をきたす恐れがあると認められるときは総務班長若しくは指令班長は要員の長に配備時間の短縮を指示するものとする。

(時間外班要員の職務等)

第11 時間外班要員の職務要領及び職務は、前記第9～第10によるほか第5～第8までによるものとする。

第3章 警戒配備

(警戒配備要員)

第12 警戒配備要員は警戒配備基準に基づいて水防事務に従事しなければならない。

第4章 非常配備

(非常配備要員)

第13 非常配備要員は第1、第2非常配備基準に基づいて水防事務に従事しなければならない。

神奈川県水防本部要員服務要領の運用について

水防事務については神奈川県水防本部要員服務要領により運用されておるところであるが、さらに水防事務の円滑な運営と能率向上をはかるため次の事項を定め水防体制の万全を期するものである。

第1 水防計画別表第26の水防配備基準に基づき本部配備係、災害対策本部連絡係の2係としてその運用は次による。

イ 本部配備係

- 1) 係は第1非常配備までは班を編制し班毎に事務にあたり第2非常配備から係員をもつて事務にあたるものとする。

ロ 災害対策本部連絡係

- 1) 災害対策本部の設置が予想されるとき係長は係員を招集し勤務させるものとする。
- 2) 係の解散は指揮監の指示によるものとする。

ハ 警戒配備班

- 1) 警戒配備員は本部配備係員及び災害対策本部連絡係員をもつてあてる。
- 2) 警戒配備班は要領第3章の緊急配備班をも兼ねるものとする。

第2 要領第5の1の要員の長（係長）の職務は通例の指示その他軽易な事項について決定処理できるものとする。

第3 要領5の2職務分担を別添事務分担表によるものとする。

第4 要領第7の解除は事務処理経過報告（被害報告取りまとめまで）が取りまとめた後解散するものとする。

第5 要領第4章非常配備第13の取扱いを次のとおりとする。

- 1) 各班長（各課長）はこの運用で定めた以外の要員（課員）については水防時の情勢を判断し常に出動し、応援ができるよう体制をととのえておくものとする。

参考資料5

水防配備発令様式 <水防本部用>

指揮監		副指揮監		総指務令 班班長		係員	
水防配備発令							
1. 種類							
2. 令和 年 月 日				神奈川県水防本部発表			
3. 本文							
4. 解説							

参考資料6

命 令 伝 達 簿 <水防本部用>

指揮監		副指揮監		総務班長		指令班長		係員		
第	号	指示	通報	命令伝達簿						
令和 年 月 日										
内 容										
○	宛 先	電話番号	受信者発信者	他よりの 発受信者	発受信時刻	概 要				
○	横須賀土木事務所	046-853-8800								
○	平塚土木事務所	0463-22-2711								
○	藤沢土木事務所	0466-26-2111								
○	汐見台庁舎	0467-58-1473								
○	厚木土木事務所	042-223-1711								
○	厚木土木(事)東部センター	0467-79-2800								
○	厚木土木(事)津久井治水センター	042-784-1111								
○	県西土木事務所	0465-83-5111								
△	県西土木(事)小田原土木センター	0465-34-4141								
△	横浜川崎治水事務所	045-411-2529								
△	横浜川崎治水(事)川崎治水センター	044-932-7211								
△	城山ダム管理事務所	042-782-2831					FAX042-782-9914			
△	三保ダム管理事務所	0465-78-3711						0465-78-3371		
△	国土交通省京浜河川事務所	045-503-4054						045-503-3174		
△	県警察本部危機管理対策課	045-211-1212						045-212-0796		
△	安全防災局危機管理防災課	045-210-3430						045-201-6409		
△	企業局利水電気部利水課	045-210-7239								
△	政策局知事室	045-210-3659								
△	横浜地方気象台	045-621-1991								
△	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	03-5253-8448								
□	国土交通省関東地方整備局 水災害予報センター	048-600-1947								
□	国土交通省相模川 水系広域ダム管理事務所	046-281-6911					宮ヶ瀬ダム放流の際			
□	東京都(小河内 貯水池管理事務所)	0428-86-2211					小河内ダム放流の際			

注：○印 高潮注意報・高潮、波浪警報詰令は伝達不要。

△印 気象通報を除く・水防警報等発令のみ伝達

□印 摘要参照

無線 一斉指令で発信したときは受信報告を必ず受けること。

水防体制活動経過様式 <水防本部用>

水防体制活動経過

令和 年 月 日 台風 号

神奈川県水防本部

參考資料 8-1

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信（市町村等への配信）

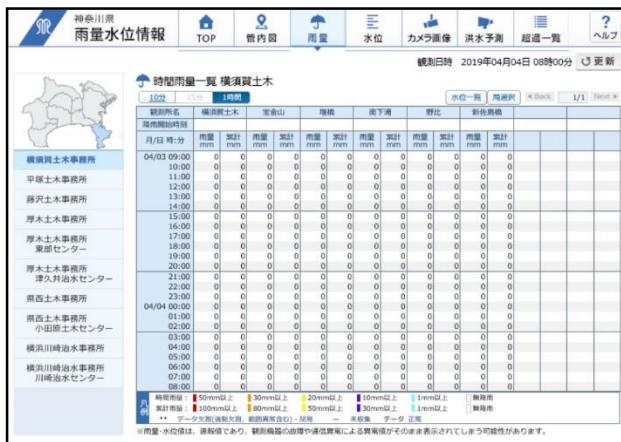
① 雨量水位情報トップページ



② 管内図（土木事務所別）



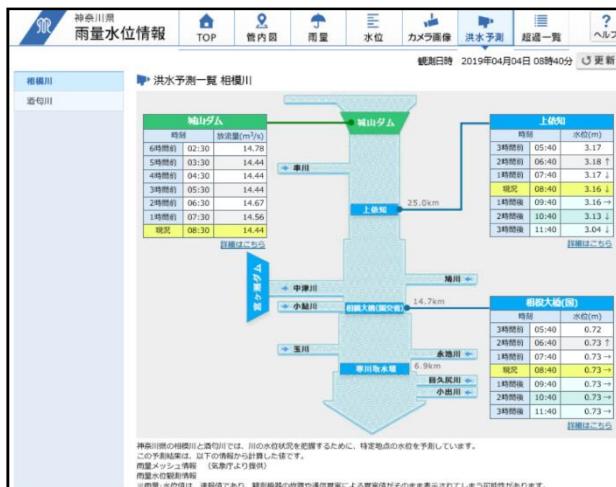
③ 雨量データ画面 雨量一覧(10分/15分/時間)



④ 水位データ画面 水位一覧(10分/15分/時間)



⑤ 洪水予測データ画面 (相模川/酒匂川)



⑥ 河川監視カメラ画像表示

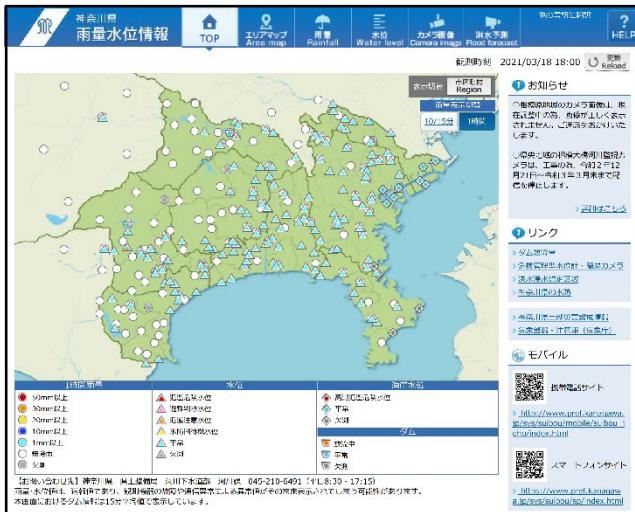


●URL : https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/index.html
※市町村等の関係者以外の方のこのホームページへのリンクは、ご遠慮ください。

參考資料 8-2

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信（県民向け）

① 雨量水位情報トップページ

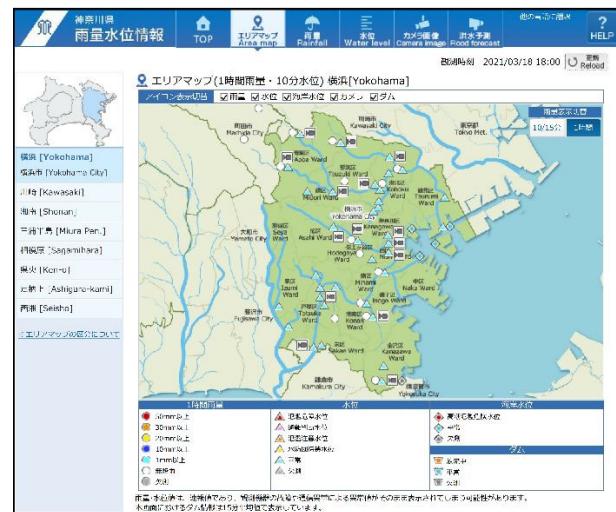


③ 雨量データ画面 雨量グラフ(10分/15分/時間)

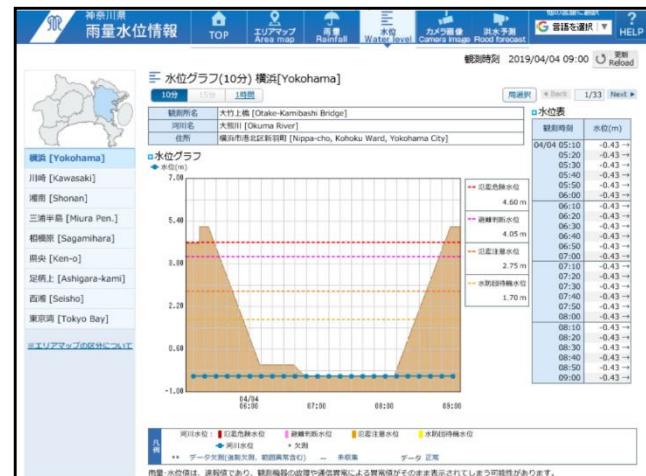


⑤ 洪水予測データ画面 (相模川/酒匂川)

② 管内図（地域別）



④水位データ画面 水位グラフ(10分/15分/時間)



⑤ 洪水予測データ画面 (相模川/酒匂川)

⑥ 河川監視カメラ画像表示



URL : https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_oho/index.html

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の携帯電話への配信（県民向け）

 <p>神奈川県雨量水位情報</p> <p>1. 雨量情報</p> <p>2. 水位情報</p> <p>3. 河川監視カメラ</p> <p>4. 注意</p> <p>5. 用語解説</p> <p>6. お問い合わせ先</p>	<p>神奈川県雨量水位情報 国土交通省・治水事務所管内の水位を見ることが出来ます。</p> <p>1. 横須賀土木管内 (横須賀市,逗子市,三浦市,葉山町)</p> <p>2. 平塚土木管内 (平塚市,伊勢原市,秦野市,大磯町,二宮町)</p> <p>3. 藤沢土木管内 (藤沢市,鎌倉市,茅ヶ崎市,寒川町)</p> <p>4. 小田原土木センター管内 (小田原市,箱根町,湯河原町,真鶴町)</p> <p>5. 厚木土木管内 (厚木市,愛川町,清川村)</p> <p>6. 東部センター管内 (大和市,座間市,海老名市,綾瀬市)</p> <p>7. 津久井治水センター管内 (相模原市)</p> <p>8. 県西土木管内 (松田町,開成町,大井町,中井町,山北町,南足柄市)</p> <p>9. 横浜川崎治水管内 (横浜市)</p> <p>10. 川崎治水センター管内 (川崎市)</p> <p>#. TOP△</p>	<p>横須賀土木管内 水位情報</p> <p>*. 更新 03/15 09:00現在</p> <p>●根岸歩道橋 平作川 (横須賀市根岸町) <u>10分水位</u> 0.61m</p> <p>●星山橋 下山川 (三浦市葉山町下山口) <u>10分水位</u> 0.34m</p> <p>●下小路橋 森戸川 (三浦市葉山町堀内) <u>10分水位</u> 0.61m</p> <p>●堰橋 田越川 (逗子市桜山) <u>10分水位</u> 0.54m</p> <p>●神応橋 鷹取川 (横須賀市夏島町) <u>10分水位</u> 0.71m</p> <p>●大橋 竹川 (横須賀市太田和) <u>10分水位</u> 0.05m</p> <p>●新佐島橋 松越川 (横須賀市長坂) <u>10分水位</u> 0.10m</p>	<p>○河川監視カメラ画像 鷹取川 鷹取川人道橋付近 (横須賀市追浜本町付近)</p> <p>2016/03/15 09:12</p>  <p>●現在の画像 ●08:00の画像 ●07:00の画像 ●06:00の画像</p> <p>●カメラ画像は自動更新されません。常に最新の画像を表示させるため「1.現在の画像」リンクを選択してからご覧ください。 ●標題の市区町村名はカメラ設置場所です。 ●プライバシー保護のため、マスク処理を施している場合があります。 ●過去3時間分(正時)までの画像がご覧になります。</p> <p>0. 画面先頭△ 1. 観測所選択画面△ 2. 事務所選択画面△ #. TOP△</p>
---	--	---	---



<二次元コード>

●URL : https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/mobile/suibou_joho/index.html

参考資料 8-4

雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のスマートフォンへの配信（県民向け）

①トップページ（平常時）



②トップページ（基準値超過時）



③水位表示



③雨量表示



③カメラ表示



④水位超過状況表示



<二次元コード>

● U R L : <https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/sp/index.html>

危機管理型水位計一覧表

令和6年4月1日

番号	河川名	位置		設置箇所名	観測開始水位	危険水位	管轄事務所
		市町村	区字				
1	平瀬川支川	川崎市	多摩区長沢三丁目	長沢4号橋	-1.80	-	川崎治水セントラル
2	二ヶ領本川	川崎市	多摩区東生田二丁目	稻生橋	-3.10	-	川崎治水セントラル
3	二ヶ領本川	川崎市	多摩区宿河原六丁目	久地駅前	-2.40	-	川崎治水セントラル
4	三沢川	川崎市	多摩区菅稻田堤三丁目	南武線下流	-4.50	-	川崎治水セントラル
5	鶴見川	横浜市	青葉区市ヶ尾町	川間橋	-5.94	-	横浜川崎治水事務所
6	矢上川	川崎市	高津区末松	鷹の巣橋	-3.50	-	川崎治水セントラル
7	麻生川	川崎市	麻生区上麻生六丁目	柿生駅前	-3.00	-	川崎治水セントラル
8	早渕川	横浜市	都筑区大棚町	中耕地橋	-3.72	-	横浜川崎治水事務所
9	恩田川	横浜市	緑区小山町	梅田川合流点	-3.44	-	横浜川崎治水事務所
10	相模川	相模原市	南区磯部	磯部	-3.00	-	厚木木事務所
11	相模川	相模原市	中央区水郷田名二丁目	高田橋	-4.00	-	厚木木事務所
12	相模川	相模原市	緑区葉山島	葉山島	-4.00	-	厚木木事務所
13	相模川	相模原市	緑区大島	大島	-2.00	-	厚木木事務所
14	相模川	平塚市	大神倉	見	-6.10	-	厚木木事務所
15	相模川	相模原市	南区当麻	昭和橋	-3.40	-	厚木木事務所
16	相模川	厚木市	関口	座架依橋	-2.99	-	厚木木事務所
17	相模川	厚木市	厚木	三川合流点	-5.61	-	厚木木事務所
18	相模川	厚木市	酒井	玉川合流点	-3.90	-	厚木木事務所
19	相模川	厚木市	戸田	戸沢橋	-2.94	-	厚木木事務所
20	相模川	座間市	新田宿	新田宿	-2.92	-	厚木木事務所
21	相模川	愛川町	中津	中津	-2.95	-	厚木木事務所
22	小出川	茅ヶ崎市	中島	中島橋	-2.93	-	藤沢木事務所
23	小出川	茅ヶ崎市	西久保	萩園橋	設定中	-	藤沢木事務所
24	目久尻川	海老名市	国分南二丁目	目久尻橋	-2.20	-	東セントラル
25	目久尻川	座間市	南栗原五丁目	寒川橋	-1.40	-	東セントラル

番号	河川名	位置		設置箇所	観測水位	開始位	危険水位	管事務	轄所
		市町村	区字						
26	永池川	海老名市	門沢橋三丁目	平 泉 橋	-6.74	-	-	東センタ	一部
27	鳩川	座間市	座間二丁目	長戸呂橋	-3.10	-	-	東センタ	一部
28	玉川	厚木市	酒井	八木間橋下流	-2.00	-	-	厚木土木事務	木所
29	玉川	厚木市	船子	小田急橋梁	-2.00	-	-	厚木土木事務	木所
30	玉川	厚木市	七沢	奨学橋	-2.00	-	-	厚木土木事務	木所
31	小鮎川	厚木市	飯山	栗矢橋	-2.00	-	-	厚木土木事務	木所
32	小鮎川	厚木市	妻田西二丁目	下小鮎橋	-1.19	-	-	厚木土木事務	木所
33	荻野川	厚木市	上荻野	源氏河原橋	-2.00	-	-	厚木土木事務	木所
34	荻野川	厚木市	中荻野	権現堂橋	-2.00	-	-	厚木土木事務	木所
35	荻野川	厚木市	及川	十二天橋	-2.00	-	-	厚木土木事務	木所
36	中津川	愛川町	半原	半原	-1.50	-	-	厚木土木事務	木所
37	中津川	愛川町	角田	角田	-3.50	-	-	厚木土木事務	木所
38	鳩川	相模原市	南区新戸	日枝神橋	-1.90	-	-	津久井治水センタ	一部
39	鳩川	相模原市	中央区上溝	番田橋	-1.50	-	-	津久井治水センタ	一部
40	串川	相模原市	緑区鳥屋	中開戸下橋	-3.40	-	-	津久井治水センタ	一部
41	帷子川	横浜市	保土ヶ谷区和田一丁目	川田橋	-3.48	-	-	横浜川崎治水事務所	
42	帷子川	横浜市	西高島二丁目	万里橋	-1.50	-	-	横浜川崎治水事務所	
43	平作川	横須賀市	衣笠栄町	なかよし橋	-1.55	-	-	横須賀土木事務	所
44	竹川	横須賀市	林一丁目	竹川橋	-3.42	-	-	横須賀土木事務	所
45	下山川	葉山町	下山口	管理橋	-1.77	-	-	横須賀土木事務	所
46	森戸川	小田原市	国府津	国府津	-2.63	-	-	小田原土木センタ	一部
47	森戸川	葉山町	堀内	落雁橋	-2.32	-	-	横須賀土木事務	所
48	森戸川	小田原市	田島	田島	設定中	-	-	小田原土木センタ	一部
49	田越川	逗子市	新宿一丁目	富士見橋	-1.20	-	-	横須賀土木事務	所
50	田越川	逗子市	逗子四丁目	田越川仲町橋	-1.36	-	-	横須賀土木事務	所
51	田越川	逗子市	逗子六丁目	田越橋	-0.53	-	-	横須賀土木事務	所

番号	河川名	位置		設置箇所名	観測開始水位	危険水位	管事務所	轄所
		市町村	区字					
52	滑川	鎌倉市	材木座一丁目	材木座一丁目	-1.35	-	藤沢土木事務所	
53	境川	藤沢市	鵠沼東奥田橋	奥田橋	-4.59	-	藤沢土木事務所	
54	境川	相模原市	緑区相原二国	二国橋	-1.90	-	津久井治水センター	
55	境川	大和市	下鶴間目黒	黒橋	-3.10	-	東部セントタ	
56	引地川	藤沢市	下土棚六会	六会橋	-1.98	-	藤沢土木事務所	
57	引地川	藤沢市	長後	長後天神添橋	-1.50	-	藤沢土木事務所	
58	引地川	大和市	福田	福寿橋	-2.90		東部セントタ	
59	蓼川	綾瀬市	本蓼川	蓼川橋側道橋	-1.30	-	東部セントタ	
60	金目川	秦野市	元町	十代橋	-3.00	-	平塚土木事務所	
61	金目川	平塚市	広川	金旭中通学橋	-3.10	-	平塚土木事務所	
62	鈴川	伊勢原市	神戸	向原橋	-1.60	-	平塚土木事務所	
63	歌川	伊勢原市	下糟屋	歌川橋	-1.80	-	平塚土木事務所	
64	室川	秦野市	尾尻	尾崎橋	-1.90	-	平塚土木事務所	
65	葛川	二宮町	二宮	花月橋	-1.91	-	平塚土木事務所	
66	不動川	大磯町	生沢	塚戸橋	-1.95	-	平塚土木事務所	
67	酒匂川	南足柄市	怒田	新大口橋	-4.70	-	県西土木事務所	
68	酒匂川	山北町	平山	永安橋	-8.97	-	県西土木事務所	
69	酒匂川	山北町	平山	高瀬橋	-5.61	-	県西土木事務所	
70	狩川	小田原市	扇町六丁目	狩川管理橋	-3.43	-	小田原土木セントタ	
71	仙了川	小田原市	曾比	曾比	-0.30	-	小田原土木セントタ	
72	要定川	開成町	吉田島	吉田島	-0.54	-	県西土木事務所	
73	山王川	小田原市	扇町一丁目	井細田大橋	-3.57	-	小田原土木セントタ	
74	新崎川	湯河原町	鍛冶屋	宮渡橋	-2.70	-	小田原土木セントタ	
75	藤木川	湯河原町	宮上	梅園橋	-1.00	-	小田原土木セントタ	
76	狩川	小田原市	小台	小台	-2.90	-	小田原土木セントタ	
77	狩川	小田原市	穴部新田	穴部新田	-2.10	-	小田原土木セントタ	
78	仙了川	小田原市	清水新田	清水新田	-2.20	-	小田原土木セントタ	

※ 表中の水位は、今後の運用状況に応じて見直すことがあります。

【関連URL】

・川の水位情報（一般財団法人河川情報センター）

<https://k.river.go.jp/>

・危機管理型水位計について（神奈川県ウェブサイト）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/bosai/kikikanrigata_suikei/settikasen.html

簡易型河川監視カメラ設置箇所一覧表

令和6年4月1日

河川名	位 置	河川名	位 置
平瀬川支川	川崎市多摩区長沢三丁目（長沢4号橋）	竹川	横須賀市林一丁目（竹川橋）
二ヶ領本川	川崎市多摩区宿河原六丁目（久地駅前）	下山川	葉山町下山口（下山川管理橋）
二ヶ領本川	川崎市多摩区東生田一丁目（稻生橋）	森戸川	葉山町堀内（落雁橋）
三沢川	川崎市多摩区菅稻堤三丁目（南武線下流）	森戸川	小田原市田島（森戸橋・田島水位計）
麻生川	川崎市麻生区上麻生六丁目（柿生駅前）	森戸川	小田原市国府津（国府津）
鶴見川	横浜市青葉区市ヶ尾町（川間橋）	田越川	逗子市逗子六丁目（富士見橋）
早瀬川	横浜市都筑区大棚町（中耕地橋）	田越川	逗子市逗子四丁目（田越川仲町橋）
恩田川	横浜市緑区小山町（梅田川合流点）	境川	藤沢市鶴沼東（奥田橋）
相模川	相模原市緑区大島（大島）	境川	相模原市緑区相原（二国橋）
相模川	相模原市緑区葉山島（葉山島）	境川	町田市小山町（昭和橋）
相模川	平塚市大神（倉見）	境川	町田市森野一丁目（幸延寺橋）
相模川	相模原市南区磯部（磯部）	境川	町田市根岸町（山根橋）
相模川	相模原市中央区水郷田名二丁目（高田橋）	境川	横浜市瀬谷区目黒町（目黒橋）
相模川	相模原市緑区小倉（小倉橋）	小松川	相模原市緑区町屋三丁目（新町屋橋）
相模川	相模原市南区当麻（昭和橋）	引地川	藤沢市城南三丁目（高名橋）
相模川	厚木市戸田（戸沢橋）	引地川	大和市福田（福寿橋）
相模川	厚木市酒井（玉川合流点）	金目川	平塚市広川（金旭中通学路）
相模川	厚木市元町（三川合流点）	金目川	秦野市元町（十代橋）
相模川	厚木市関口（座架依橋）	河内川	平塚市河内（蔵之前橋）
相模川	海老名市中新田（中新田）	鈴川	伊勢原市神戸（向原橋）
相模川	座間市新田宿（新田宿）	歌川	伊勢原市下糟屋（歌川橋）
相模川	愛川町中津（中津）	大根川	秦野市南矢名（大根橋）
小出川	茅ヶ崎市中島（中島橋）	室川	秦野市尾崎橋（尾崎橋）
目久尻川	座間市南栗原五丁目（寒川橋）	葛川	二宮町中里（軒吉橋）
目久尻川	海老名市国分南二丁目（目久尻橋）	葛川	二宮町二宮（内輪橋）
玉川	厚木市船子（小田急橋梁）	葛川	大磯町国府本郷（川尻橋）
玉川	厚木市七沢（獎学橋）	不動川	大磯町生沢（塚戸橋）
玉川	厚木市酒井（戸田）	藤沢川	中井町久所（暁橋）
玉川	厚木市酒井（八木間橋）	中村川	中井町雜色（富士見橋）
小鮎川	厚木市妻田西二丁目（下小鮎橋）	酒匂川	南足柄市怒田（新大口橋）
小鮎川	厚木市飯山（栗矢橋）	酒匂川	山北町平山（永安橋）
荻野川	厚木市上荻野（源氏河原橋）	酒匂川	山北町平山（高瀬橋）
荻野川	厚木市中荻野（権現堂橋）	酒匂川	開成町吉田島（足柄大橋）
荻野川	厚木市及川（十二天橋）	狩川	南足柄市岩原（岩原）
中津川	愛川町半原（半原）	狩川	小田原市扇町六丁目（狩川管理橋）
中津川	愛川町角田（角田）	仙了川	小田原市曾比（曾比）
中津川	愛川町八菅山（八菅橋）	要定川	開成町吉田島（吉田島）
鳩川	相模原市中央区上溝（八幡橋）	虫沢川	松田町寄（谷戸口橋）
鳩川	相模原市南区下溝（石橋）	尺里川	山北町向原（水上橋）
鳩川	相模原市南区新戸（妙蓮橋）	滝沢川	山北町向原（滝沢橋）
鳩川	座間二丁目（長戸路橋）	皆瀬川	山北町山北（掘割橋）
永池川	海老名市門沢橋四丁目（平泉橋）	山王川	小田原市扇町一丁目（井細田大橋）
串川	相模原市緑区鳥屋（中關戸橋）	酒匂川	小田原市東町五丁目（酒匂橋）
帷子川	横浜市保土ヶ谷区和田一丁目（川田橋）	狩川	小田原市穴部新田（穴部新田）
帷子川	横浜市保土ヶ谷区和田一丁目（平和橋）	狩川	小田原市飯田岡（飯田岡）
帷子川	横浜市西区高島二丁目（万里橋）	狩川	小田原市小台（小台）
鶴見川	横浜市緑区八朔町（八和らぎ橋）	仙了川	小田原市清水新田（清水新田）
恩田川	横浜市緑区いぶき野（岩川合流点）	仙了川	小田原市柳新田（柳新田）
大岡川	横浜市港南区大久保一丁目（久保橋）	山王川	小田原市中町三丁目（山王橋）
日野川	横浜市港南区港南中央通（笛野橋）	山王川	小田原市久野（天神橋）
平作川	横須賀市衣笠栄町（なかよし橋）	新崎川	湯河原町鍛冶屋（宮渡橋）
(計)		102箇所	

【関連URL】

・川の水位情報（一般財団法人河川情報センター）<https://k.river.go.jp/>

・簡易型河川監視カメラについて（神奈川県ウェブサイト）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/bosai/kikikanrigata_suiikei/settikasen.html

参考資料11

(1)雨量による通行規制対象路線一覧表

路線名	事務所	規制区間			規制基準		
		起点	終点	延長	道路バトロール 出勤基準	通行止	観測所
					時間雨量	時間雨量	
国道1号	小田原 土木センター	箱根町塔之澤字湯ノ沢84-19	箱根町元箱根93-10	14.2km	35 140	50 200	屏風山 明神ヶ岳
国道135号	小田原 土木センター	真鶴町岩934-2	小田原市石橋413	7.9km	35 140	50 200	小田原 土木センター
国道138号	小田原 土木センター	箱根町仙石原104	箱根町宮ノ下359	6.1km	35 140	50 200	明神ヶ岳
国道138号	小田原 土木センター	箱根町仙石原1237	箱根町仙石原	1.3km	35 140	50 200	明神ヶ岳
国道412号	厚木	愛川町田代1990	愛川町半原5590	5.1km	35 140	50 200	南山
県道75号 (湯河原箱根仙石原)	小田原 土木センター	湯河原町宮上679	箱根町箱根614	17.1km	35 140	50 200	屏風山
県道75号 (湯河原箱根仙石原)	小田原 土木センター	箱根町元箱根93	箱根町元箱根159	7.0km	35 140	50 200	屏風山
県道76号 (山北藤野)	県西	山北町山北3395	山北町川西254-7	2.6km	35 140	50 200	山北
県道76号 (山北藤野)	県西	山北町中川570	山北町中川368	5.4km	35 140	50 200	篠沢
県道70号 (秦野清川)	平塚	秦野市蓑毛680-5	秦野市寺山282-1	13.3km	15 70	20 100	山内 大山
県道70号 (秦野清川)	厚木	清川村煤ヶ谷5172	清川村宮ヶ瀬1548	12.4km	15 70	20 100	札掛
県道78号 (御殿場大井)	県西	南足柄市矢倉沢	南足柄市矢倉沢2400	3.6km	35 105	50 150	足柄
県道710号 (神縄神山)	県西	松田町寄1313-1	松田町寄139	4.1km	35 140	50 200	宇津茂
県道725号 (玄倉山北)	県西	山北町皆瀬川1947-2	山北町山北3608	5.2km	35 140	50 200	山北
県道727号 (川西)	県西	山北町川西555	山北町川西255-3	1.8km	20 105	30 150	川西
県道731号 (矢倉沢仙石原)	県西	南足柄市矢倉沢2052-4	南足柄市矢倉沢2716-2	8.3km	35 105	50 150	足柄峠
県道731号 (矢倉沢仙石原)	小田原 土木センター	南足柄市矢倉沢2716-2	箱根町仙石原1181-190	2.6km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道723号 (関本小涌谷)	小田原 土木センター	箱根町木賀951-9	箱根町小涌谷525	2.4km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道732号 (湯本元箱根)	小田原 土木センター	箱根町湯本字三枚橋832	箱根町元箱根103	10.7km	35 140	50 200	屏風山
県道734号 (大涌谷小涌谷)	小田原 土木センター	箱根町仙石原1251	箱根町小涌谷494	4.8km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道735号 (大涌谷湖尻)	小田原 土木センター	箱根町仙石原1251	箱根町元箱根159	2.5km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道733号 (仙石原強羅停車場)	小田原 土木センター	箱根町仙石原817	箱根町強羅1320	4.3km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道736号 (御殿場箱根)	小田原 土木センター	箱根町仙石原字長尾	箱根町仙石原字杓子山	3.3km	35 140	50 200	明神ヶ岳
県道740号 (小田原湯河原)	小田原 土木センター	小田原市根府川字下マキヤ3-46	湯河原町吉浜294	9.1km	35 140	50 200	小田原 土木センター

19路線24箇所

(2)特殊通行規制路線一覧表

路線名	事務所	規制区間			規制条件(通行止め)	
		起点	終点	延長		
国道134号	横須賀	横須賀市久里浜3-10	横須賀市野比1-39-3	1.1km	バトロール等により法面崩落等の危険を発見した場合	
国道134号	横須賀	横須賀市野比2-5-14	横須賀市津久井2-352	1.4km	バトロール等により路肩欠壊等の危険を発見した場合	
県道76号 (山北藤野)	県西	山北町川西1062	山北町中川570	10.8km	バトロール等により落石等の危険を発見した場合	
県道76号 (山北藤野)	県西	山北町川西254-7	山北町谷峨1000-15	1.7km	バトロール等により落石等の危険を発見した場合	
県道78号 (御殿場大井)	県西	南足柄市矢倉沢2400	南足柄市矢倉沢	3.3km	バトロール等により落石等の危険を発見した場合	
県道212号 (久里浜港)	横須賀	横須賀市野比2-13-13	横須賀市久里浜8-9	3.4km	バトロール等により路肩欠壊等の危険を発見した場合	
県道211号 (久里浜港久里浜停車場)	横須賀	横須賀市久里浜8-9	横須賀市久里浜7-4	0.9km	バトロール等により路肩欠壊等の危険を発見した場合	
県道214号 (武上宮田)	横須賀	横須賀市須輕谷988	三浦市南下浦町上宮田783	2.9km	バトロール等により法面崩落等の危険を発見した場合	
県道215号 (上宮田金田三崎港)	横須賀	三浦市南下浦町上宮田3347-6	三浦市南下浦町松輪1945	6.5km	バトロール等により法面崩落等の危険を発見した場合	

7路線9箇所

管理外関連道路の異常気象時における道路通行規制区間及び基準

路線名	管理事務所名	規制区間	規制条件(通行止) 気象等基準値	連絡先 電話番号
一般国道 20号	国土交通省 相武国道事務所	東京都八王子市南浅川町～ 相模原市緑区千木良	(C) 150 mm	042 (643)2012
"	"	相模原市緑区与瀬～ 相模原市緑区吉野	(C) 150 mm	"
東名高速道路	中日本高速道路(株) 東京支社横浜保全 ・サービスセンター	東名川崎インター～ 厚木インター	(C) 350 mm (T) 220 mm・50 mm	045 (923)1530
"	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全 ・サービスセンター	厚木インター～ 御殿場インター	(C) 350 mm (T) 220 mm・50 mm	0463 (91)2738
新東名高速道路	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全 ・サービスセンター	伊勢原ジャンクション～ 伊勢原大山インター	(C) 230 mm (T) 160 mm・55 mm	0463 (91)2738
"	"	伊勢原大山インター～ 新秦野インター	(C) 180 mm (T) 160 mm・50 mm	0463 (91)2738
圏央道 (一般国道468号)	中日本高速道路(株) 東京支社横浜保全 ・サービスセンター	圏央厚木インター～ 相模原インター	(C) 240 mm (T) 160 mm・50 mm	045 (923)1530
小田原厚木道路	中日本高速道路(株) 東京支社伊勢原保全 ・サービスセンター	小田原西インター～ 小田原東インター	(C) 300 mm (T) 220 mm・40 mm	0463 (91)2738
"	"	小田原東インター～ 厚木西インター	(C) 200 mm (T) 180 mm・40 mm	0463 (91)2738
真鶴道路 (ブルーライン)	神奈川県道路公社 真鶴道路管理事務所	湯河原町吉浜～ 真鶴町岩	(C) 200 mm (T) 50 mm 風速25m/sec	0465 (69)1441
箱根ターンパイク	箱根ターンパイク(株) 施設管理部	全 線	(C) 200 mm (T) 40 mm 風速25m/sec 視界 5m未満	0465 (23)0385
湯河原パークウェイ	伊豆箱根鉄道(株)	全 線	(C) 200 mm (T) 40 mm 風速25m/sec 視界 5m未満	0460 (83)6491

水防活動関係機関連絡先一覧

【国 関 係】 (国土交通省)

(令和6年4月1日現在)

機 関 名	担当係名	N T T	国土交通省マイクロ	所管事務
国土交通省 水管理・国土保全局	河川環境課	TEL 03(5253)8111 FAX 03(5253)1603	TEL 80-35458 FAX 80-35499	水防
関東地方整備局	災害対策室	TEL 048(600)1419 FAX 048(600)1420	TEL 83-6391-6392 FAX 83-2939	
	河川部 水災害予報センター	TEL 048(600)1947 FAX 048(600)1428	TEL 83-3852-3861 FAX 83-3798	洪水予報(多摩川)
	河川部 水災害対策センター	TEL 048(600)1482 FAX 048(600)1428	TEL 83-3882-3893 FAX 83-3798	水防・水防演習
	河川部 地域河川課	TEL 048(600)1903 FAX 048(600)1918	TEL 83-3812-3822 FAX 83-3849	補助河川
	京浜河川事務所	災害対策室	TEL 045(503)4054 FAX 045(503)3174	水防警報・洪水 予報(相模川・鶴見川)
	多 摩 出張所	TEL 042(377)7403 FAX 042(377)3552	TEL 772-6425 FAX 772-6440	多摩川水防警報 (石原、浅川橋)
	田園調布 出張所	TEL 03(3721)4288 FAX 03(3721)4289	TEL 772-6325 FAX 772-6340	多摩川水防警報 (田園調布上、多摩川河口)
	新 横 浜 出張所	TEL 045(476)5003 FAX 045(416)5004	TEL 772-6225 FAX 772-6240	鶴見川水防警報 (綱島・亀の子橋・末吉橋)
	相 模 出張所	TEL 0463(21)3713 FAX 0463(22)9154	TEL 772-6625 FAX 772-6640	相模川水防警報 (神川橋)
	相模川水系広域 ダム管理事務所	災害対策室	TEL 046(281)6911 FAX 046(281)5696	宮ヶ瀬ダム管理

【国 関 係】 (国土交通省以外)

(令和5年4月1日現在)

機 関 名	担当係名	N T T	防災行政通信網	所管事務
気象庁	大気海洋部	TEL 03(6758)3900(代) FAX 03(3434)9103		津波予警報・ 多摩川洪水予報
横浜地方気象台	観測・予報担当	TEL 045(621)1991 FAX 045(622)3520	TEL 2806 ※通信網一斉指令	気象予警報・ 相模・鶴見・酒匂洪水予報
陸上自衛隊〔第1師団長〕 東部方面混成団本部第3科		TEL 046(856)1291	TEL 2809 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県内全域〕
陸上自衛隊 第1高射特科大隊第2科		TEL 0550(87)1212	TEL 2810 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県 西 部〕
陸上自衛隊 第4施設群第3科		TEL 046(253)7670	TEL 2812 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県 央 部〕
海上自衛隊〔横須賀地方総監〕 横須賀地方総監防衛部第3幕僚室		TEL 0468(22)3500	TEL 2814 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県内海岸地域〕
海上自衛隊〔第4航空群司令〕 第4航空群司令部		TEL 0467(78)8611	TEL 2815 ※通信網一斉指令	災害派遣要請 〔県内全域〕
河川情報センター (東京センター)		TEL 03(3239)5661代 FAX 03(3239)3234		河川情報

参考資料12 (その2)

【県関係】 (県土整備局外)

(令和6年4月1日現在)

機関名	担当班名	N T T	防災行政通信網	備考
くらし安全防災局 防災部危機管理防災課	応急対策 グループ	TEL 045(210)3430直 045(210)3456夜 FAX 045(201)6409	TEL 3425 3400夜	災害全般
企業庁企業局 利水電気部利水課	ダム管理 グループ	TEL 045(210)7239直 FAX 045(210)8904	TEL 2447	ダム利水
県警察本部 危機管理対策課		TEL 045(211)1212 FAX 045(212)0796	TEL 2655	(内5773) (内5769)

【県関係】 (県土整備局本庁室課1/2)

(令和6年4月1日現在)

室・課名	担当班名	県庁代表番号 045(210)1111 内線	N T T (★印……FAX)	建設マイクロ
	水防室	6520～6526	(直)045(210)6520 (★)045(210)8890	777-300
総務室	総務グループ	6015	(直)045(210)6015 (★)045(210)8878	_____
技術管理課	技術管理課長	6100	(直)045(210)6100	_____
営繕計画課	営繕計画課長	6570	(直)045(210)6570	_____
都市整備課	都市整備課長	6200	(直)045(210)6200	_____
都市公園課	都市公園課長	6220	(直)045(210)6220	_____
道路管理課	道路管理課長	6350	(直)045(210)6350	_____
	調査グループ	6359	(★)045(210)8886	777-412
	維持防災グループ	6362	(★) 同上	777-413
道路整備課	道路整備課長	6420	(直)045(210)6420	777-422
河港課	河港課長	6470	(直)045(210)6470	777-315
	防災なぎさ担当課長	6472	(直)045(285)0815	_____
	なぎさグループ	6514～7	(★)045(210)8897	777-323
	河川防災グループ	6491～3	(★) 同上	777-313
砂防課	砂防課長	6500	(直)045(210)6500	_____
	砂防・急傾斜地グループ	6508～13	(★)045(210)8897	777-322

【県 関 係】 (県土整備局本庁室課 2 / 2)

(令和6年4月1日現在)

室・課名	担当班名	県庁代表番号 045(210)1111 内線	N T T (★印……FAX)	建設マイクロ
下水道課	下水道課長	6440	(直)045(210)6440	——
	維持管理グループ	6446~9	(★)045(210)8888	——
公共住宅課	公共住宅課長	6533	(直)045(210)6533	——

【県 関 係】 (県土整備局出先事務所 1 / 2)

(令和6年4月1日現在)

事務所名	N T T回線 (災害時優先等)			N T T F A X	防災行政 通信網	
	担 当 班 名	T	E			
横須賀土木 事務所	水防室	046(853)9505	(災優)	046(853) 7443	IP電話 2602 閉域スマホ 3721、3722 ※通信網一斉指令	9-71 水防室 600~603 河川担当 511
		046(853)9506	(災優)			
	(昼) 交換室	046(853)8804	(災優)			
		046(853)8805				
	(夜) 守衛室	046(853)8806	(災優)			
平塚土木 事務所	水防室	0463(22)0057		0463(24) 0488	IP電話 2603 閉域スマホ 3723、3724 ※通信網一斉指令	9-83 水防室 4250 河川担当 4202
	(昼) 交換室 (夜) 道路維持課	0463(22)0057	(災優)			
	(昼) 交換室 (夜) 管理課	0463(22)0057				
藤沢土木 事務所	水防室	0466(28)1299		0466(26) 4853	IP電話 2604 閉域スマホ 3725、3726 ※通信網一斉指令	9-86 水防室 494、495 河川担当 453
	水防室・管理課	0466(26)2124	(災優)			
	道路維持課	0466(28)3557	(災優)			
	河川砂防第一課	0466(28)3561	(災優)			
	汐見台庁舎 水防室	0466(58)1816	(災優)	0467 (58) 4953	IP電話 2605 閉域スマホ 3727、3728 ※通信網一斉指令	
	汐見台庁舎 なぎさ港湾課	0466(58)1280				
	汐見台庁舎 公園課	0466(58)1815				

【県 関 係】 (県土整備局出先事務所 2 / 2)

(令和6年4月1日現在)

事務所名	N T T回線 (災害時優先等)			N T T F A X	防災行政 通信網	
	担 当 班 名	T	E L			
厚木土木事務所	水防室	046(223)5480 (災優)		046(222) 7259	IP電話 2606 閉域スマホ 3729(道路維持課専用) 3730(水防専用) ※通信網一斉指令	9-87 水防室 282~3 河川担当 231
	河川砂防課	046(223)1710 (災優)				
厚木土木事務所東部センター	水防室	0467(79)2894 (災優)		0467(76) 6788	IP電話 2607 閉域スマホ 3731、3732 ※通信網一斉指令	9-72 水防室 291~2 河川担当 271
		0467(79)2895 (災優)				
厚木土木事務所津久井治水センター	所長室	042(784)1194 (災優)		042(784) 7696	IP電話 2608、 2609 閉域スマホ 3733、3734 ※通信網一斉指令	9-88 水防室 541~3 河川担当 461
	工務課	042(784)1190 (災優)				
	水防室	042(784)1192 (災優)				
		042(784)1199 (災優)				
県西土木事務所	管理課 (代表)	0465(83)5111		0465(83) 7532	IP電話 2610 閉域スマホ 3735、3736 ※通信網一斉指令	9-84 水防室 692~3 河川担当 671
		0465(83)0374 (災優)				
		0465(83)5125 (災優)				
県西土木事務所小田原土木センター	水防室	0465(34)4145		0465(35) 9247	IP電話 2611 閉域スマホ 3737、3738 ※通信網一斉指令	9-73 水防室 7340 遠隔操作室 541 河川担当 512
	副所長卓上	0465(34)4144 (災優)				
	道路維持課	0465(34)4146 (災優)				
横浜川崎治水事務所	所長室	045(311)0279		045(411) 2602	IP電話 2612 閉域スマホ 3739、3740 ※通信網一斉指令	9-89 水防室 3270 河川担当 3215
	水防室	045(321)0203 (災優)				
		045(411)0248 (災優)				
横浜川崎治水事務所川崎治水センター	水防室	044(932)7192 (災優)		044(932) 8259	IP電話 2613 閉域スマホ 3741、3742 ※通信網一斉指令	9-74 水防室 240 河川担当 212
		044(932)1312				
三保ダム管理事務所				0465(78) 3371	IP電話 2620、 2621 ※通信網一斉指令	————
城山ダム管理事務所				042(782) 9914	IP電話 2619 ※通信網一斉指令	————

【報道関係】

(令和6年4月1日現在)

区分	機関名	防災行政通信網	N T T	県政記者クラブ	備考
新聞	神奈川		045(227)0140	県庁内線 8561～2	
	朝日		045(681)6101	8563	
	毎日		045(211)2471～4	8564	
	読売		045(201)7992～5	8565	
	産経		045(681)0921～3	8566	
	東京		045(201)1151	8567	
	日本経済		045(201)2551	8568	
テレビ	NHK横浜放送局	放送部 3958	045(211)0737～9	県庁内線 8573	
	テレビ神奈川	報道部 3959	045(651)1182	8575	
ラジオ	R F ラジオ日本	報道部 3960	03(3582)6355	8574	
	横浜FM	ニュース室 3961	045(224)1004	——	

